

第5回高知県行政改革検討委員会（概要）

日 時：平成21年11月17日（火）18:00～19:55

場 所：高知共済会館

出席者：高知県行政改革検討委員会

根小田会長、衛藤委員、岡林委員、坂本委員、高村委員、遠山委員、那須委員、
西森委員、水田委員

高知県

恩田総務部長、久保総務部副部長、田村総務部副部長、門田行政管理課長、
山本人事課長、西岡執行管理室長、勝賀瀬分権広域行政課長

1. 議 事

（1）市町村への権限移譲について（分権広域行政課）

○資料1に基づき、本県の権限移譲の状況等について説明。

<主な質疑・意見>

- ・ 市町村への権限移譲が実現した8つの法令に基づく事務について、県が実施していたときより、サービスが向上していると言えるか。
 - 例えば、浄化槽設置の届出事務について、県に代わって町が担うことで、総合的な清流保全対策、あるいは環境対策への可能性が広がったということを知っている。また、農地転用許可等の事務について、町村で処理することで、まちづくりの可能性が広がる面もあると考えられ、権限移譲の効果はあると思う。
- ・ 市町村への権限移譲が進まない理由は何か。また、広域で取り組むことの検討は。
 - 市町村からは、「厳しい財政状況により、体制のスリムに取り組んでいる中で、今のところ、これまで県がやっていた事務を新たに引き受けるという環境にはない。」という声を聞く。また、本県の場合、合併をしたのが平成17年度という自治体が多く、その後の作業や調整が大変で、市町村に権限移譲について議論する余力がなかったのではないかと思う。

そのような中で、県としては、これ以上権限移譲は行わないというのではなく、全市町村が一律に事務を行うことが困難であるなら、例えば、広域で事務を受ける体制を準備することなどについて、今後、市町村と協議していきたい。
- ・ 権限移譲について考えるときには、住民の利便性や効率性の観点から権限を移譲するのが適切かどうかという議論が大切。そのような議論を行ったうえで、移譲しているのか。
 - 権限移譲計画には、市町村に任せなくても問題がない、あるいは、任せることで市町村の総合行政、まちづくりの可能性が広がるという事務を挙げている。町村の中で完結

するような事務については、対象にしているが、複数の町村にまたがるような事務については、対象から除くなど、さび分けを行っている。

- ・ 地域に密着している市町村であるが故に、適切な判断ができない事務というものもあると思うし、数多くのそうした事例を見てきた。権限を移譲するか、しないかの判断をするときには、そういったことも加味するべきではないか。

→ 権限移譲の議論をするときには、例えば、この事務については、あまり住民の身近でないほうがよい、少し距離感を持って判断するほうがいいのではないかという意見もあり、それは、置かれる立場によって意見が分かれると思う。そういった意見も含めて、市町村と協議をしながら、権限移譲を進めていかなければならないと考えている。

申し出のあった市町村にのみ権限を移すというのは、中途半端に県も市町村も仕事をすることになり、非常に効率が悪い。広域単位で全部移すか、全市町村へ移すか、少し考える必要がある。

- ・ 国は、市町村合併が進めば、市町村の総合行政主体としての能力が高まり、そこへ県から権限移譲ができる。そうすると、県は広域的な業務に専念できる。そして、その広域的な業務をさらに効率的にするためには、道州制がいい、という議論を行っている。このような議論は、日本の全ての地域に当てはまるものではなく、一部の地域にしか当てはまらない机上の理論だと思う。よって、権限移譲を考える場合、本県の実情に即して、どのような権限を移譲することが望ましいのか、あるいは、必要なのか、ということ考えた上で、市町村単独でできない事務については、広域的な仕組みを考えるといった議論が必要。そういった独自の知恵を働かせ、国の方針どおりに進むのではなく、ケース・バイ・ケースで考えていく必要がある。

(2) 公社等外郭団体の改革について（行政管理課）

○資料2から資料4に基づき、公社等改革のこれまでの取組方針、今後の方針案等について説明。

<主な質疑・意見>

- ・ 県のOBが公社等外郭団体に再就職することについては、人材が必要な団体があり、適任者がいるということなら、どんどんOBを活用すべきだと思う。

また、改革の基本方針に「給与等は団体の組織体制、財務状況等に応じた制度とし」とあり、これは団体の財務状況が良ければ給料が高く、悪ければ安いと読める。このことには異論があり、財務状況が厳しい団体だからこそ、能力の高い職員を必要とする場合もあると思うので、そこはケース・バイ・ケースで対応すれば良い。

- ・ 外郭団体の側からすると、高い給料の現職が派遣されるよりも、OBが来てくれたほうが、財政的に助かるという話を聞いたこともある。そういった意味で、OBの活用というのは、

専門性を持った人材を活用することができ、より良いのではないかと思う。

- 改革の対象団体数は、廃止や統合、出資の見直し等により、平成 15 年度の 44 団体から 11 団体減っているが、このことによって県民生活に何か支障や不都合はなかったか。
 - 直接の影響はなかったと聞いている。例えば、ふくし交流財団は、県社協に統合されたが、引き続き行わなければならない業務については、継続して県社協で行っており、県民生活への支障はないものと考えている。
- 公社等に係る負債と経常赤字の状況の一覧が出ているが、その中で、例えば、土佐くろしお鉄道などは、県民の大事な足と言える。かなりの損失が発生しているが、県民の立場から言うと、経営がうまくいくように県の力を注いでほしい。
- これまでの取組や今後の方針を見ると、本県は、中央官庁などと比べると随分厳しくやってくるという印象。このような取組は、他県でもやっているのか、本県が先行して厳しくやっているのか。
 - 本県が改革の取組方針を打ち出した時期は、第三セクターの経営状況について全国的に問題となった時期でもあり、それを契機として全国的に一斉に改革が進んだ。それ以降は、各県でそれぞれの取組が進められていることと思う。
 - また、本県の場合は、財政健全化法の施行以前から公社等の債務について、将来的に県が負担すべき債務という判断のもと、公社等の改革に取り組んできたということはある。
- 今、世の中で注目を集めている「事業仕分け」というものがあるが、公社等の存廃を考える上で、事業仕分けのような手法を用いることは可能か。
 - そのようなことも念頭に置きながら、取り組んでいきたい。

2. その他

○次回の検討委員会を年内（12 月中）に開催することを決定。